

広島大学学術情報リポジトリ  
Hiroshima University Institutional Repository

Title	ヴェルテンベルクのトゥルン・ウント・タクシス家とプロイセンのクロトシン侯領：ドイツ世襲財産の一形態
Author(s)	加藤, 房雄
Citation	広島大学経済論叢, 44 (1-2) : 43 - 55
Issue Date	2020-11-10
DOI	
Self DOI	<a href="https://doi.org/10.15027/50406">10.15027/50406</a>
URL	<a href="https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00050406">https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00050406</a>
Right	Copyright (c) 2020 広島大学
Relation	



# ヴェルテンベルクのトゥルン・ウント・タクシス家と プロイセンのクロトシン侯領 ——ドイツ世襲財産の一形態——

加藤 房 雄

## I はじめに——近年の研究状況

世襲財産論は、テーマ上も、内容的にも、1878年ならびに1892年のプロイセン土地所有調査等の各種基本統計に基づくマックス・ウェーバー (Max Weber) の優れた成果を発展的に継承しようとする意図に立つ研究である。彼の大作「プロイセン世襲財産問題の農業統計＝社会政策的考察 (1904年)」<sup>1</sup>は、この問題領域におけるきわめて有益な作品だからである。ウェーバーが、社会政策上の深い問題関心を寄せて、詳細な省察を加えたプロイセン世襲財産制をめぐる経済史のかつ法制史上の問題群全域同様、この作品は、得難い知見に富むにもかかわらず、今まで永きに亘り、内外の歴史学による相応の注目を与えられた学問成果だったとは言い難い。<sup>2</sup>だが、近年ようやく、当該の問題に関わる重要な貢献が世に問われつつあるのは喜ばしい。様々な仕方での研究方法と豊かな構想力を持つ現在の諸研究は、大略、以下の二潮流に区別される。一方において、法制史全般の枠内に収まる研究の重要な成果として、先ず、J. エッカルト、B. バイヤー、M. マイヤーとH. フィッシャーそしてM. ヴィーンフォルトの作品群が挙げられるとすれば、<sup>3</sup> 他方、別の第二の方向性は、とりわけ社会経済史的研究の内容が豊かな、K. ヘス、E. コンツェ、R. シラーそしてR. ゲールケ等の代表的成果に求められる。<sup>4</sup>

<sup>1</sup> Max Weber, *Agrarstatistische und sozialpolitische Betrachtungen zur Fideikommissfrage in Preußen* [1904], *Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik* (im Folgenden: Aufsätze), Tübingen 1924, S. 323-393; Max Weber *Gesamtausgabe* (im Folgenden: MWG), im Auftrag der Kommission für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte der Bayerischen Akademie der Wissenschaften, Abt. 1, *Schriften und Reden*, Tübingen 1998, Bd. 8, Wolfgang Schluchter (Hrsg.), *Wirtschaft, Staat und Sozialpolitik. Schriften und Reden 1900-1912*, S. 92-188 (im Folgenden: *Fideikommissfrage*). 問題の歴史的背景については、Cornelius Torp, *Max Weber und die preußischen Junker*, Tübingen 1998, S. 37-79, 特に S. 74-79を参照。

<sup>2</sup> さしあたり、加藤房雄『ドイツ世襲財産と帝国主義—プロイセン農業・土地問題の史的考察』勁草書房、1990年、126～127頁、註 (6) の研究史の整理を参照。

<sup>3</sup> Jörn Eckert, *Der Kampf um die Familienfideikommisse in Deutschland. Studien zum Absterben eines Rechtsinstitutes*, Frankfurt am Main 1992; Bernhard Bayer, *Sukzession und Freiheit. Historische Voraussetzungen der rechtstheoretischen und rechtsphilosophischen Auseinandersetzungen um das Institut der Familienfideikommisse im 18. und 19. Jahrhundert*, Berlin 1999; Mareike Mayer, *Institute für eine langfristige Bindung des Privatvermögens in einer Familie durch Verfügung von Todes wegen in Deutschland, Frankreich und der Schweiz*, Baden-Baden 2008, S. 26-73; Hartmut Fischer, *Die Auflösung der Fideikommiss und anderer gebundener Vermögen in Bayern nach 1918*, Baden-Baden 2013; Monika Wienfort, *Gerichtsherrschaft, Fideikommiss und Verein. Adel und Recht im »modernen« Deutschland*, in: Jörn Leonhard and Christian Wieland (Eds.), *What Makes the Nobility Noble? Comparative Perspectives from the Sixteenth to the Twentieth Century*, Göttingen 2011, S. 90-113.

さらに、フィデikommis研究のためになお残された遙かな地平を見渡して、H. カークは、農業史研究のパスpekティヴに拠って立ちつつ、「世襲財産農場制度が、農場領主制（グーツヘルシャフト）の安定的要因としての役割を果たしたのは、どの程度か」<sup>5</sup>を問い、また、C. v. バールとP. H. シュトリューヴェが見通すところによれば、「その軌道は現在に続くが故に、当該法制の20世紀に至る錯綜した道のりを整理して描き出すことの必要性」<sup>6</sup>に、疑問の余地はない。これに加えて、ドイツ史におけるプロイセン・ユンカーとその役割に関する研究が、現在なお、いかに稔り豊かなものかを、E. コンツェとM. ヴィーンフォルトとともに一考しさえすれば、フィデikommis研究の意義もまたおのずと明らかである。<sup>7</sup>

したがって、ウェーバー「世襲財産論」の仔細な吟味を手がかりとして、フィデikommisの多面的問題群の究明ならびにその構成的諸要因の別出に成功するなら、その時初めて、フィデikommis問題の「未開の地」（Terra incognita）を切り拓く途が開示されると言わなければならない。なぜなら、ウェーバーの洞察がたとえどのように的確かつ深遠な世界を拓こうとも、基礎資料を踏まえた彼の認識は、帝国主義的資本主義への移行のただ中にあるドイツ社会の客観的現実そのものと、ただちに同じではありえないからである。二つの事柄、すなわち、ウェーバーの「世襲財産論」とドイツ資本主義の当時の現実を、ア・プリオリに同定することはできない。

本稿以下予定の一連の論考は、この問題的観点から始められた永年に亘るドイツ世襲財産研究を継続する必要な通過点の一つとして、南ドイツ・ヴェルテンベルクに本拠を構える「トゥルン・ウント・タクシス家」<sup>8</sup>（Thurn und Taxis）の「譲渡制限家族財産」<sup>9</sup>（gebundenes Familiengut）

<sup>4</sup> Klaus Heß, *Junker und bürgerliche Großgrundbesitzer im Kaiserreich. Landwirtschaftlicher Großbetrieb, Großgrundbesitz und Familienfideikommiss in Preußen (1867/71-1914)*, Stuttgart 1990; Eckart Conze, *Adeliges Familienbewusstsein und Grundbesitz. Die Auflösung des Gräflich Bernstorffschen Fideikommisses Gartow nach 1919*, in: *Geschichte und Gesellschaft*, 25. Jahrgang 1999, Heft 3, *Deutscher Adel*, S. 455-479; ders., *Von deutschem Adel. Die Grafen von Bernstorff im zwanzigsten Jahrhundert*, Stuttgart und München 2000; René Schiller, *Vom Rittergut zum Großgrundbesitz. Ökonomische und soziale Transformationsprozesse der ländlichen Eliten in Brandenburg im 19. Jahrhundert*, Berlin 2003, S. 299-333 und 346-348; Roland Gehrke, *Besitztypen - Wirtschaftsformen - Einnahmequellen: Die ökonomischen Grundlagen des schlesischen Adels vom hochmittelalterlichen Landesausbau bis ins 20. Jahrhundert*, in: Joachim Bahlcke und Wojciech Mrozowicz (Hrsg.), *Adel in Schlesien, Bd. 2, Repertorium: Forschungsperspektiven - Quellenkunde - Bibliographie*, München 2010, S. 93-118. 加藤房雄による2017年の著作も、この潮流に属する。Fusao Kato, *Das preußische Fideikommiss. Studien zu seiner nationalökonomischen Funktion im Übergang zum imperialistischen Kapitalismus*, Frankfurt am Main 2017. 邦語文献による近年の成果として、山崎彰「19世紀ブランデンブルク貴族家における世襲財産制の導入」『社会経済史学』第81巻第4号、2016年2月、加藤房雄「ドイツ語圏の世襲財産—比較史研究序説」『広島大学経済論叢』第42巻第1・2号、2018年11月、同「南ドイツ・ヴェルテンベルクの世襲財産—大土地所有の存在形態」『広島大学経済論叢』第43巻第1・2号、2019年11月、同「ドイツ諸邦における世襲財産の廃止—プロイセンと南ドイツ・グループ」『広島大学経済論叢』第43巻第3号、2020年3月、参照。

<sup>5</sup> Heinrich Kaak, *Die Gutsherrschaft. Theoriegeschichtliche Untersuchungen zum Agrarwesen im ostelbischen Raum*, Berlin/New York 1991, S. 444. カークの指摘は、とりわけ「グーツヘルシャフトの西部領域」に関わるものだが、東部にも適用可能である。

<sup>6</sup> Christian v. Bar und Peter H. Striwe, *Die Auflösung der Familienfideikommiss im Deutschen Reich und in Preußen im 20. Jahrhundert*, in: *Zeitschrift für Neuere Rechtsgeschichte*, Jahrgang 1981, Nr. 3/4, S. 184.

<sup>7</sup> Vgl. E. Conze und M. Wienfort (Hrsg.), *Adel und Moderne. Deutschland im europäischen Vergleich im 19. und 20. Jahrhundert*, Köln 2004, Einleitung, S. 7. 邦語文献の最も新しい成果は、山崎彰「18・19世紀ブランデンブルクの低湿地開発と土地利用—レカーン領農場を事例に」『歴史と経済』第248号、2020年7月、である。

に的を絞り、その実態把握に迫る系統的分析を行うことを一般的課題とする。その最初の第一歩に当たる本稿は、南ドイツ貴族が遠く離れた東エルベの地で果たした独自の社会経済的機能様式の把握を目指して、以下の考察の順序で検討を試みる。初めに、「大ドイツ主義政策」<sup>10</sup>を追求するタクシス家の大土地所有制の広域的拮据りの輪郭を描いた（Ⅱ トゥルン・ウント・タクシス家の大土地所有）上で、本稿の分析対象に選び取ったプロイセン・ポーゼン州<sup>11</sup>の「新たに作られたクロトシン侯領（Fürstentum Krotoszyn）」<sup>12</sup>の基本的特徴を大づかみに押さえる（Ⅲ ポーゼン州のクロトシン侯領—近代史概観）。続いて、同家が得た償却金額を確定して、「農民解放」<sup>13</sup>（*Bauernbefreiung*）と世襲財産の関係を探り、「土地闘争」<sup>14</sup>（*Bodenkampf*）のただ中に移行しつつあるポーゼン州のドイツ系世襲財産が存続した史実の意義を考察する（Ⅳ 農民解放から土地闘争へ）。終わりに、「近代ドイツ史における連続性問題」<sup>15</sup>との関連を意識しながら、その意義を暫

<sup>8</sup> 適宜「タクシス家」の略称を使い分ける。同家「ブリュッセル・フランクフルト・レーゲンスブルク系」のLamoral II. Claudius 伯爵が、1653年、初めて「トゥルン・ウント・タクシス」と名乗ることを許された。Vgl. Volker Reinhardt (Hrsg.), *Deutsche Familien. Historische Portraits von Bismarck bis Weizsäcker*, München 2005, Die Thurn und Taxis von Wolfgang Behringer, S. 193 u. 196.

<sup>9</sup> Franz Schlegelberger (Hrsg.), *Rechtsvergleichendes Handwörterbuch für das Zivil- und Handelsrecht des In- und Auslandes*, Dritter Band, Berlin 1931, Fideikommiss (Ernst Kübler und Wilhelm Beutner), S. 343 u. 348.

<sup>10</sup> W. Behringer, *Thurn und Taxis. Die Geschichte ihrer Post und ihrer Unternehmen*, München 1990, S. 331 f.; ヴォルフガング・ベーリンガー、高木葉子訳『トゥルン・ウント・タクシス。その郵便と企業の歴史』三元社、2014年、404～406頁。

<sup>11</sup> 1772年の「第一次ポーランド分割」以降の歴史的経緯と無縁ではありえなかった同州は、ドイツの「内地植民」を推進した1886年の「プロイセン植民法」の正式名称「西プロイセン州・ポーゼン州のドイツ人植民促進法」から知られるとおり、ドイツ第二帝政期とワイマル期のみならず、1918年以後のポーランド第二共和国下にあってもなお、ドイツ人（*Deutschtum*）対ポーランド人（*Polentum*）の民族問題の舞台であり続けた。Vgl. Hans-Ulrich Wehler, *Deutsch-Polnische Beziehungen im 19. und 20. Jahrhundert*, in: ders., *Krisenherde des Kaiserreichs 1871-1918. Studien zur deutschen Sozial- und Verfassungsgeschichte*, 2. Aufl., Göttingen 1979, S. 207. なお、ポーゼン州の19世紀史全般については、伊藤定良『ドイツの長い一九世紀—ドイツ人・ポーランド人・ユダヤ人』青木書店、2002年、前史を含む19世紀前半に詳しい研究として、割田聖史『プロイセンの国家・国民・地域—19世紀前半のポーゼン州・ドイツ・ポーランド』有志舎、2012年、さらに、「プロイセン植民法」については、加藤房雄『ドイツ世襲財産と帝国主義』第七章、参照。

<sup>12</sup> *Neue Deutsche Biographie*, herausgegeben von der Historischen Kommission bei der Bayerischen Akademie der Wissenschaften, Bd. 26, Berlin 2016, S. 231. 最新成果として、Robert Kędziński, *Die Geschichte des Fürstentums Krotoszyn in der Provinz Posen unter der Herrschaft von Thurn und Taxis*, Regensburg 2018, Inaugural-Dissertation zur Erlangung der Doktorwürde der Fakultät III für Philosophie, Kunst-, Geschichts-, und Gesellschaftswissenschaften der Universität Regensburg (ungedruckte Manuskripte) を参照。2018年、レーゲンスブルク大学に提出されたR. ケジェルスキーの学位請求論文は、クロトシン研究の「パイオニア・ワーク」（*ebenda*, S. 2 u. 521）である。若干の断片的記述または全般的な言及を除き、それまで、ドイツでもポーランドにおいても、本格的な実証研究は皆無だった。未公開の同研究の参看（2019年5月）については、レーゲンスブルクの『トゥルン・ウント・タクシス侯爵文書館』（Fürst Thurn und Taxis Zentralarchiv）主任Dr. Peter Styra氏のご高配を得た。記して感謝する。

<sup>13</sup> ヴェルテンベルクの農民解放の簡潔な叙述として、vgl. Friedrich Lütge, *Geschichte der deutschen Agrarverfassung vom frühen Mittelalter bis zum 19. Jahrhundert*, Zweite Auflage, Stuttgart 1967, S. 255-257.

<sup>14</sup> Rudolf Jaworski, *Handel und Gewerbe im Nationalitätenkampf. Studien zur Wirtschaftsgesinnung der Polen in der Provinz Posen (1871-1914)*, Göttingen 1986, S. 21 u. 27 f. 1880年代の半ば以降、30年有余の永きに亘り繰り返され、ドイツ人とポーランド人の「土地所有をめぐる経済的遊撃戦」の総称。Vgl. Martin Broszat, *Zweihundert Jahre deutsche Polenpolitik*, Frankfurt am Main 1972, S. 153.

定的に整理して結びに代える。

## II トゥルン・ウント・タクシス家の大土地所有

南ドイツのレーゲンスブルクに本拠を置くトゥルン・ウント・タクシス家は、ヴェルテンベルク最大の世襲財産を持つ同地有数の大土地所有者一家である。<sup>16</sup> 第1表のとおり、最大規模(17,085ヘクタール)の同家が第一位を占め、次に、10,233ヘクタールの王家が続き、残りの侯爵家の世襲財産は、三家とも、五六千ヘクタール規模に留まった。ヴェルテンベルクで大きな存在感を示したタクシス家は、同時に、プロイセンの土地所有史に、その名を残す名門貴族でもあった。1889年の資料には、レーゲンスブルク在のアルベルト侯爵 (Albert Maria Lamoral) が<sup>3</sup>、Pless, Sagan, Ratibor, RehdermあるいはHenckel von Donnersmarck等の名だたる顔ぶれと並んで、「プロイセン最有力の土地所有者」<sup>17</sup>の一人に数えられた。第2表は、この間の事情を伝えている。<sup>18</sup> 全農場数36、総面積24,482ヘクタール、世襲財産農場数35、その面積23,992ヘクタールの基礎指標から、タクシス家の世襲財産化率は、97~98%に達したことが分かる。同家は、南ドイツのヴェルテンベルクだけでなく、プロイセン東部のポーゼンにおいてもまた、ナンバーワンの大世襲財産所有者だった。<sup>19</sup> ヴェルテンベルクに住むアルベルトは、遙か東方の地、ポーゼンにも世襲財産大所領を構える不在地主としての別の一面を併せ持ったのである。次に、第3表は、ヘービヒの名著<sup>20</sup>を典拠として、ドイツ全体の頂点に立つ大土地所有者を列挙した一覧表である。1920年代

第1表 ヴェルテンベルクの大世襲財産 (総面積) 1920年代

Thurn und Taxis	17,085 ha
Herzog Albrecht von Württemberg	10,233
Fürst von Waldburg zu Wolfegg und Waldsee	6,615
Fürst zu Waldburg zu Zeil und Trauchburg	6,035
Fürst zu Hohenlohe-Oehringen	5,087

(出典) Theodor Häbich, Deutsche Latifundien. Bericht und Mahnung, Dritte Auflage, Stuttgart 1947, S. 53 f. より作成。

<sup>15</sup> H.-U. Wehler, Das Deutsche Kaiserreich 1871-1918, Göttingen 1973, S. 15; ハンス・ウルリヒ・ヴェーラー、大野英二・肥前栄一訳『ドイツ帝国 1871-1918年』未来社、1983年、27頁。

<sup>16</sup> ヴェルテンベルクの世襲財産 (フィデイコミス) については、加藤房雄「南ドイツ・ヴェルテンベルクの世襲財産」参照。

<sup>17</sup> Johannes Conrad, Die Fideikommisse in den östlichen Provinzen Preußens, in: Festgabe für Georg Hanssen zum 31. Mai 1889, Tübingen 1889, S. 292.

<sup>18</sup> 同表は、プロイセン東部七州の5,000ヘクタール以上の大土地所有者とその世襲財産を集計したコンラートの原表に基づく。必ずしも、すべての大土地所有者が、世襲財産化されているわけではない。157人中、計76人が世襲財産を持つ。大土地所有者の48.41%が、世襲財産所有者である。ほぼ二人に一人と言ってよい。Vgl. J. Conrad, Die Fideikommisse in den östlichen Provinzen Preußens, S. 287-291.

<sup>19</sup> Vgl. Leo Wegener, Der wirtschaftliche Kampf der Deutschen mit den Polen um die Provinz Posen, Posen 1903, S. 306 Tabelle XIX. Deutsche und polnische Fideikommisse.

<sup>20</sup> Theodor Häbich, Deutsche Latifundien. Bericht und Mahnung, Dritte Auflage, Stuttgart 1947. 1924年の「資産税統計」(ebenda, S. 3)等を基礎とする網羅的研究。

第2表 プロイセンのトゥルン・ウント・タクシス 1889年

全所有地	世襲財産
36 24,482ha	35 (97.2%) 23,992 ha (98.0%)

(出典) Johannes Conrad, Die Fideikommiss in den östlichen Provinzen Preußens, in: Festgabe für Georg Hanssen zum 31. Mai 1889, Tübingen 1889, S. 288.

第3表 ドイツの大土地所有者 1920年代

	総面積	農用地	森林
1 Wilhelm von Hohenzollern (Preuß. Hausfideikommiss)	97,043	25,824	63,125
2 Christ. Kraft Fürst zu Hohenlohe-Oehringen	48,221	13,559	35,571
3 Friedr. Vikt. Fürst von Hohenzollern-Sigmaringen	46,036	10,793	31,847
4 Friedr. Fürst zu Solms-Baruth	38,774	4,768	33,545
5 Christ. Ernst. von Stolberg-Wernigerode	36,739	5,193	27,984
6 Herzog von Ratibor a/Rauden	31,128	7,951	21,672
7 Friedrich Herzog von Anhalt-Dessau	29,300	13,513	14,969
8 Graf Tiele-Winkler, Moschen	28,882	7,247	21,496
9 Engelbert Maria Herzog von Arenberg-Nordkirchen	27,842	7,110	19,500
10 Friedr. Reichsgr. Schaffgotsch	27,668	1,325	21,401
11 Dr. jur. Ad. Graf v. Arnim-Muskau	26,770	2,347	24,318
12 Friedr. Leop. Prinz v. Preußen	25,042	12,490	11,813
13 Friedr. Jos. Reichsgr. v. Brühl	22,891	6,537	16,078
14 Friedr. Aug. vorm. König v. Sachsen	21,945	10,581	10,658
15 Thurn und Taxis	21,526	6,236	15,235
16 Conr. Graf von Finckenstein	20,877	11,088	7,253

(註記) 面積単位は、ヘクタール。第二位のHohenlohe-Oehringenの土地所有は、家族基金 (Familienstiftung)。(出典) Theodor Häbich, Deutsche Latifundien, S. 158 f. より作成。

のドイツには、97,043ヘクタールの総面積を持つプロイセンの王家世襲財産 (Hausfideikommiss) を筆頭として、大地主の名に値する錚々たる面々が、計16家族、顔を揃える。トゥルン・ウント・タクシスは、序列としては、上から15番目ではあるものの、ザクセン王家に次ぐ地位にあった。タクシス家は、ドイツ全体の中でも確たる地歩を築いたのである。

そればかりではない。ポヘミアとクロアチアの土地を購入した同家全体の所有地は、19世紀末頃には、プロイセンの王家世襲財産を優に凌ぐ123,764ヘクタールの威容を誇った。<sup>21</sup> その壮観の様を概観した第4表を見ると、タクシス家は、面積規模の点で、ドイツとオーストリアの二つの帝国に相半ばする拠点を持ったことが知られる。バイエルンとヴェルテンベルクのほか、プロイセンにも所在したドイツ国内の所有地中では、ポーゼンの「クロトシン侯領」が最大で

<sup>21</sup> Vgl. W. Behringer, Thurn und Taxis. Die Geschichte ihrer Post und ihrer Unternehmen, S. 283; ヴォルフガング・ペーリンガー、高木葉子訳『トゥルン・ウント・タクシス。その郵便と企業の歴史』348頁、参照。

第4表 トゥルン・ウント・タクシス家の大土地所有 1900年頃

バイエルン	17,599
ヴェルテンベルク	18,416
プロイセン	25,316
小計（ドイツ帝国）	61,331 ha
ボヘミア	24,778
クロアチア	37,655
小計（オーストリア）	62,433 ha
総計	123,764 ha

（註記）ボヘミアとクロアチアの政治上の所属は、1900年当時、オーストリア。  
 （出典）Wolfgang Behringer, Thurn und Taxis. Die Geschichte ihrer Post und ihrer Unternehmen, München 1990, S. 281 u. 283; ヴォルフガング・ベーリンガー、高木葉子訳『トゥルン・ウント・タクシス。その郵便と企業の歴史』三元社、2014年、348～350頁、より作成。

ある（25,316 ha）。世襲財産化されたクロトシンを凌駕するクロアチアのバニヤ（Banija, 37,655 ha）、それに、ボヘミアのリーヒェンブルク（Richenburg, 10,376 ha）、そして、ホティーシャウ（Chotieschau, 7,576 ha）とライトミシュル（Leitomischl, 6,826 ha）が、これに加わって、タクシス家の大土地所有が完成する。それ故、『ドイツのラティフンディウム』（1947年刊）は、同家の大土地所有の片側半面を捉えただけの基礎資料にすぎない。南ドイツに発するトゥルン・ウント・タクシス家の根は、バイエルン、ヴェルテンベルクを離れて、エルベ川以東の地ポーゼンに及んだばかりか、ドイツ国境をも越えて、遠く、オーストリアのボヘミアとクロアチアにまで伸びるものだった。これは、ハプスブルク家と持ちつ持たれつとの関係を保ったタクシス家の「大ドイツ主義政策」のなせる業にほかならない。それ故、トゥルン・ウント・タクシス家の大土地所有制の全体像を十全な仕方で描き出すには、南ドイツに限定した一地方史的な狭い枠組みを脱して、プロイセン母体の全ドイツの見地を踏まえつつ、さらにその上、ドイツ一国的な立場をも超えて、「ハプスブルク帝国」<sup>22</sup>まで含む「大ドイツ的な」ヨーロッパ世界を眺望しうるほど、すぐれて広域的な視野を持つことが求められよう。本稿は、そうした大きな課題を果たすための最初の第一歩として、まず、プロイセンのポーゼン州に位置したクロトシン侯領に注目する。

### Ⅲ ポーゼン州のクロトシン侯領——近代史概観

タクシス家は、遙かエルベ以東の地、プロイセンのポーゼン州にもまた25,000ヘクタールを超える広大なクロトシン侯領を持つドイツ屈指の大土地所有者一家である。「ポーゼン大公国（Großherzogtum Posen）における唯一の〔プロイセン〕王家レーン（Thronlehen）」<sup>23</sup>だった該所領は、16世紀にはすでにその存在を知られていたが、1819年、世襲男系の「新たに作られた侯領」として、トゥルン・ウント・タクシス家の手に渡る。同侯領は、カール・アレクサンダー侯が、フリードリヒ・ヴィルヘルム三世より得た「郵便大権」<sup>24</sup>（Postregal）を譲渡する補償とし

<sup>22</sup> 佐藤勝則『オーストリア農民解放史研究——東中欧地域社会史研究序説』多賀出版、1992年、特に、第7章 オーストリア農民解放とハプスブルク帝国、参照。

て、プロイセンから譲り受けた大土地所有にはかならない。「王家レーン」とは、国家を「レーン主」(Lehnsherr)とする「国家レーン」(Staatslehn)、すなわち、プロイセンの「国家高権」(Landeshoheit)の下にある「御料地」(Domanialeigentum)のことだった。侯領は、その後、長子相続制の極みと言うべき「マヨラート制」<sup>25</sup>(Majorat) = 「同一親等長子優先相続制」を採る世襲財産として20世紀まで存続する。<sup>26</sup>

1819年当時、それは、四つの「御料地域」<sup>27</sup>(Domänenamt)に散在する計44の村、計32の農場、そして計20の営林区(Forstrevier)を持つ麗麗な大土地所有を成したが、全体として見れば、良質の農用地(12,696ha57.58a)と森林(12,619ha79.53a)に二等分されていた。<sup>28</sup>大公国は、1848年以降、プロイセンのポーゼン州に変わり、やがてクロトシンでも、1872年12月13日のプロイセン「郡条令」<sup>29</sup>に基づいて、四つの御料地域が二つの郡、アーデルナウとクロトシンに再編成されると同時に、侯領の「農場複合体」<sup>30</sup>(Gutkomplex)を自立的な領地域(Gutsbezirk)に編成替えする行政改革が行われた。この領地域は、第一次大戦後のポーランド第二共和国下の1934年まで、農村=ゲマインデ(Gemeinde)を併合(Einverleibung)することなく、そのまま存続し

<sup>23</sup> R. Kędzierski, Die Geschichte des Fürstentums Krotoszyn in der Provinz Posen unter der Herrschaft von Thurn und Taxis, S. 179. 「王家レーン」については、vgl. Fürst Thurn und Taxis Zentralarchiv, Domänenkammer (以下FTTZA DKと略記), Löwenfeld-Akten, Nr. 6, Verträge/Vertragsentwürfe/Gutachten Krotoschin, Besteht das Fürstentum Krotoschin in Polen als Lehn weiter oder ist es an Polen heimgefallen? (8. 1. 1924), Gutachten betreffend die Frage: Hat Polen Rechte an Krotoschin? (12. 5. 1926), o. Bl.

<sup>24</sup> Harald Winkel, Die Ablösungskapitalien aus der Bauernbefreiung in West- und Süddeutschland. Höhe und Verwendung bei Standes- und Grundherren, Stuttgart 1968, S. 62 u. 67. 「郵便大権」とは、タクシス家によって郵便事業が独占的専一的に行われることを、皇帝が認めた経営 - 収益特権。

<sup>25</sup> R. Kędzierski, Die Geschichte des Fürstentums Krotoszyn in der Provinz Posen unter der Herrschaft von Thurn und Taxis, S. 179. 「同一親等長子優先相続制」または「長子・親等同等優先相続制」の詳細については、加藤房雄「ドイツ語圏の世襲財産」1 フィデイコミスの相続原理、参照。

<sup>26</sup> ただし、世襲財産と言っても、これは、ドイツ史特有のフィデイコミス(Fideikommiss)とただちに同一ではない。家族世襲財産・レーン(Lehen)・世襲貴族財産(Erbstammgut)・直臣貴族財産(standesherrliches Hausvermögen)の計四種から成る譲渡制限家族財産(gebundenes Familiengut)全般を「広義のフィデイコミス」と捉える見地については、vgl. Otto Schulz, Die Gesetzgebung der deutschen Länder betr. die Auflösung der Fideikommisse, in: Juristische Wochenschrift, herausgegeben vom Deutschen Anwaltverein, 58. Jahrgang, Heft 27, 6. Juli 1929, S. 1929. 1932年当時、プロイセンのフィデイコミスは、家族財産全体の86.92%の圧倒的多数を占めた。「広義のフィデイコミス論」の相応の根拠たりうる事実である。Vgl. Oskar Klässel und Karl Koehler, Die Zwangsauflösung der Familienfideikommisse und sonstigen Familiengüter sowie der Hausvermögen in Preußen auf der Grundlage des Zwangsauflösungsgesetzes vom 22. April 1930, Erster Teil, Die Waldsicherung bei der Auflösung nebst einer Zusammenstellung der neuen Auflösungsgesetzgebung und einem Überblick über das geltende Recht der Familiengüter und der Hausvermögen sowie deren Auflösung, bearbeitet von O. Klässel, Berlin 1932, S. 151. ドイツ史におけるフィデイコミスの意義については、Fusao Kato, Das preußische Fideikommissを参照。

<sup>27</sup> Adelnau, Krotoszyn, Opriszewo, Rozdrazewo.

<sup>28</sup> 農用地面積中の主要部分11,548ヘクタール9.18アールは、計24の「農場複合体」面積の合算である。Vgl. R. Kędzierski, Die Geschichte des Fürstentums Krotoszyn in der Provinz Posen unter der Herrschaft von Thurn und Taxis, S. 179.

<sup>29</sup> Die preußische Kreisordnung von 1872, in: Christian Engeli und Wolfgang Haus (Bearb.), Quellen zum modernen Gemeindeverfassungsrecht in Deutschland, Stuttgart 1975, S. 467-513.

<sup>30</sup> R. Kędzierski, Die Geschichte des Fürstentums Krotoszyn in der Provinz Posen unter der Herrschaft von Thurn und Taxis, S. 181.



た。1910年の数値を見ると、アーデルナウ郡中の9農場(10,997ha)の場合、その農用地は3,828ヘクタールだけだったが、クロトシン郡には、14,669中の8,247ヘクタールを農用地に供する計19の農場が存在した。

侯領の最初のドイツ人入植は、1799年の二つの村まで遡る。1819年以降の経過を見ると、「ポーゼンの植民法(1886年)」<sup>31</sup>(*Ansiedelungsgesetz*)に始まる転機を迎えるまでの間、ヴェルテンベルク出身の37家族を中核とする合計五つの入植地の存在が確認される。だが、ゲルマン化は概してはかばかしくなく、ドイツ人とポーランド人がほぼ半分ずつ混在する住民構成はごく稀であった。1900年の一例にすぎぬが、クロトシン郡の一領地区域Theresienstein在の193人の中でドイツ人はわずか26人に留まったし、同郡全体でも、ドイツ人は、住民2,944人中625を数えるだけだった。1895年、前年設立された「ドイツ東部国境地帯協会」<sup>32</sup>(*Deutscher Ostmarkenverein*)の設立者の一人ハンゼマン(Ferdinand von Hansemann)は、クロトシン侯領の部分的分割を計画し、財務大臣ミケル(Johannes von Miquel)に提案する。

クロトシン郡のドイツ人の強化は必須の課題であって、そのためには、ドイツ人の農民と労働者の入植を推し進めるほかなく、同郡の入植地以上の適地はない、と論じる植民委員会委員長グラムシュ(Friedrich Karl Gramsch 1860-1923)の働きかけに応じた侯領側の対応も、決して拒絶的なものではなかった。1910年4月20日、アルベルト侯は、植民委員会との交渉結果に同意する。同年5月9日付のグラムシュ文書によれば、その内容は、二つの農場Margarethenhof(分農場Sagenhof付き)ならびにTheresienstein(分農場Niederau, Schäferhof, Neuvorwerk付き)を、植民委員会へ売り渡すというものだった。<sup>33</sup>侯領側の提示価格が高すぎ、植民委員会が難色を示して、他の土地との差し替えが図られたり、あるいは、ポーランド人住民のありうべき抵抗への対抗策が練られる等のその後の曲折を経て、結局、1914年1月29日、植民委員会に委譲された農地は、総計、1,481.7711ヘクタールの「王家レーン農場」<sup>34</sup>であった。この委譲契約には、同年1月17日すでに、タクシス家のアルベルト侯が、正式な同意を与えていた。同年2月7日、植民委員会委員長グラムシュは、バイエルン協会銀行(Vereinsbank)レーゲンスブルク支店のタクシス家の口座宛てに、3,049,503.53マルクを振り込むよう指示した。2月12日、入金が確認されている。アルベルト侯は、より多くの土地の処分を求めたが、結局、高すぎる提示価格と林地の市場価格との乖離に加えて、戦争勃発の難局も相まって、それが実現することはなかった。時代は下り、第一次大戦を終結させたヴェルサイユ条約が結ばれ、同条約批准日の10日後に当たる1920年1月20日を以って、若干の西部諸郡を除くポーゼン州と西プロイセンの大部分とのポーランドへの割譲が正式に決定されるに及び、<sup>35</sup>トゥルン・ウント・タクシス家の苦難は極まる。

<sup>31</sup> Max Sering, Die innere Kolonisation im östlichen Deutschland, Schriften des Vereins für Sozialpolitik, Bd. LVI, Leipzig 1893, S. 52.

<sup>32</sup> H.-U. Wehler, Das Deutsche Kaiserreich 1871-1918, S. 93; 大野英二・肥前栄一訳、ハンス・ウルリヒ・ヴェーラー著『ドイツ帝国 1871-1918年』141頁。同協会の設立当時の名称は、「東部国境地帯のドイツ民族振興協会」(Verein zur Förderung des Deutschtums in den Ostmarken)。1899年に改称された。

<sup>33</sup> 農用地が主体の両農場の大きさ(ヘクタール)は、296と864である。林地は、Margarethenhofには若干(2ヘクタール)あるが、後者は皆無である。Vgl. (Paul) Niekammers Güter-Adressbücher, Bd. 6, Güter-Adressbuch der Provinz Posen, Stettin 1907, S. 50.

<sup>34</sup> R. Kędzierski, Die Geschichte des Fürstentums Krotoszyn in der Provinz Posen unter der Herrschaft von Thurn und Taxis, S. 188.

<sup>35</sup> Vgl. M. Broszat, Zweihundert Jahre deutsche Polenpolitik, S. 212.

#### IV 農民解放から土地闘争へ

タクシス家が1819年に取得し、年間14,163ターラーの貢租を生んでいた元プロイセン領ポーランドのクロトシン侯領に視点を絞った分析を続けよう。「農民解放」過程におけるその償却金は、283,278ターラー=495,736.5フロリンと算定された。<sup>36</sup> 侯領管轄部は、償却金の処理に課せられた重大な制限に抗う戦いとしては、プロイセン領域からの償却金をめぐる処置に留めていた。1850年3月2日のプロイセン「償却法」<sup>37</sup>に基づき、プロイセンの所轄官庁は、クロトシン侯領からの償却金については、「〔地主 -〕農民関係の調整・分離・共同地分割のための設備費用 (Einrichtungskosten)」<sup>38</sup>に限り、その使用を認めると指令した。<sup>39</sup> プロイセンは、償却金の処理を、「農民解放」の実現に限定しようとしたのである。他方、「レーン制 (Lehensverband) と既存の世襲財産 (フィデイコミス)」<sup>40</sup>の基本原則の遵守を第一義とする地主側としては、もっぱら、フィデイコミス本体の確保と拡大に意を注がなければならず、結局、クロトシンの償却金の使途についても、「フィデイコミス法と所領の家憲 (Hausgesetze)」<sup>41</sup>を尊重して、土地取得を合法的かつ最終的再投資として認める法的制約に服そうとしたのである。

事実、侯爵家の管轄部が、クロトシンのために発行されたプロイセン地代債券 (Rentenbrief) を、世襲財産用とは違う別の用途のために使った形跡は認められない。逆に、ホーエンツォレルン-ツィークマリゲン侯爵家の事案への償却担当プロイセン官庁の限定的態度に対する同侯爵家の抗告が、ベルリンで申し立てられ、債券の利用には、世襲財産への再投資に充用されることの証明を必要とする旨の主張が行われた。その影響は、大きかった。タクシス侯爵家のプロイセ

<sup>36</sup> 農民解放に関する事実は、主として、H. Winkel, Die Ablösungskapitalien aus der Bauernbefreiung, S. 62-69, Höhe und Verwendung von Ablösungskapitalien einzelner Standes- und Grundherrschaften, I. Das fürstliche Haus Thurn und Taxisに依拠する。邦語の関連研究に、加藤浩平「西南ドイツ農民解放における償却金の行方」『社会経済史学』第46巻、第4号、1980年がある。なお、1ターラー (Taler) = 1.75フロリン (Florin) = 3マルク (Mark)。Vgl. H. Winkel, Die Ablösungskapitalien aus der Bauernbefreiung, S. 44-46 u. 162.

<sup>37</sup> 藤瀬浩司『近代ドイツ農業の形成—いわゆる「プロシャ型」進化の歴史的検証』御茶の水書房、1967年、251～253頁。

<sup>38</sup> H. Winkel, Die Ablösungskapitalien aus der Bauernbefreiung, S. 64.

<sup>39</sup> 「必要な役畜・用畜を調達する資金」がなければ、「農民解放」の調整 (Regulierung) により農民から割譲された土地の一部は、未使用地に留まらざるをえなかった。土地経営の開始・維持には「有りったけのお金 (alles Geld)」が要るのである。クナップは、「新しい設備のための必要資金」を指摘している。ただし、タクシス家の「設備費用」の中身に関する精査は、実証課題の一つたりうる。ちなみに、ヴィンケルは、地主による自己所有地の純然たる「耕地整理」(Arrondierung) だけではなく、その埒内に収まらない「貴族 (Standesherr) と自余の世襲財産所有者」による農耕地買い占めの事実を挙げている。Vgl. Georg Friedrich Knapp, Die Bauern = Befreiung und der Ursprung der Landarbeiter in den älteren Teilen Preußens. Erster Teil. Überblick der Entwicklung, Leipzig 1887, S. 243 f.; H. Winkel, Die Ablösungskapitalien aus der Bauernbefreiung, S. 152.

<sup>40</sup> H. Winkel, Die Ablösungskapitalien aus der Bauernbefreiung, S. 64. ヴィンケルは、クロトシンをフィデイコミスと捉える「広義のフィデイコミス論」(註26参照)の立場である。J. コンラート初め先行研究には、この見地に立つ者が多い。

<sup>41</sup> H. Winkel, Die Ablösungskapitalien aus der Bauernbefreiung, S. 151. 「フィデイコミスの構成要素」を定めたタクシス家の家憲に則って、「郵便大権」(Postregal) を手放す代わりに得た補償金は、全額、土地の取得もしくは債務償還のために使われる必要があった。Vgl. H. Winkel, Die Ablösungskapitalien aus der Bauernbefreiung, S. 67.

ン領内の全所有地は、つとに、世襲相続財産（Stammvermögen）化されていたので、プロイセン政府側が、もし、農民解放政策にひたすら邁進する立場に固執していれば、国と衝突したタクシス家は、クロトシンを手放さざるをえず、その結果（1）プロイセンの版図内に、クロトシンとは違う別の新しい所有地が与えられるか、それとも、（2）外国の所有地が、代償物として提供されるか、の二者択一を迫られるほかなかったであろう。だが結局、償却官庁との長年に亘る係争も、1867年、タクシス家が大幅な譲歩案を受諾して、ようやく結着の時を迎える。国との和解の内容は、地代債券の利率を、1850年法の4%<sup>42</sup>ではなく、半分の2%に抑えた上で、額面199,500フロリーンの地代債券に加えて、現金33,328フロリーンを侯爵家に与えるというものだった。タクシス家の手に入る合計232,828フロリーンは、当初の算定額495,736.5フロリーンの半額にも満たなかった。以上が、タクシス家の該事案について、ヴィンケルが発掘した史実の概要である。

プロイセン・ポーゼン州のクロトシン侯領をめぐるプロイセン政府とトゥルン・ウント・タクシス侯爵家の角逐は、農民解放政策の推進を国策とする一方の側の国と、他方、世襲財産としての法的正当性を主張して譲らない地主側が繰り広げた激しい抗争の一案件と言える。全当事者に制定法を例外なく遵守させるべき国家として当然の立場に立つプロイセン政府は、1850年の「償却法」をタクシス家の事案にも適用し、同法を根拠に、「調整・分離・共同地分割」用に要する「有りったけのお金」<sup>43</sup>に償却金を振り向けるよう指令した。これに対して異議を唱えたタクシス侯爵家は、世襲財産地の維持を本旨とする「フィデイコミス法」を盾に、「農民解放」には必ずしも拘らない施策を追求する。両者相譲らず、自らの権利を主張するが、ともに、法的根拠に基づく合法性を、自己主張の正当性の根拠とする点においては、拠って立つ法律こそ違え、共通していた。では、いったい、プロイセンの償却担当官庁は、国側としては相当大幅な歩み寄りを示して、結果的に、タクシス家の世襲財産の維持を認めたのは、なぜか。国が基本方針に執着しなかった理由は、何だったのか。当然、この点が問われなければならない。ここには、ポーゼン州における世襲財産の存続をめぐる興味深い問題が潜むと思われる。1850～60年代のプロイセン政府内では、農民解放政策を重視しつつも、該施策の専一的遂行をあえて自制し、1886年の「プロイセン植民法」<sup>44</sup>に始まる第二帝政期の「土地闘争」に先立つ時期に置かれていた当時のポーゼン州の特殊状況<sup>45</sup>を斟酌しようとする特段の念が働いたのではあるまいか。

かつて、わたしは、ポーゼン州の世襲財産を分析して、大略、次のように論じた。<sup>46</sup> 第一に、「近代的成金世襲財産」<sup>47</sup>としての「小世襲財産」の形成は、「巨額の戦時利得」<sup>48</sup>によって助長さ

<sup>42</sup> 藤瀬浩司『近代ドイツ農業の形成』253頁。

<sup>43</sup> G. F. Knapp, Die Bauern = Befreiung und der Ursprung der Landarbeiter in den älteren Teilen Preußens. Erster Teil, S. 243. 本稿の註39を見よ。

<sup>44</sup> H.-U. Wehler, Deutsch-Polnische Beziehungen im 19. und 20. Jahrhundert, in: ders., Krisenherde des Kaiserreichs 1871-1918, S. 207.

<sup>45</sup> 加藤房雄『ドイツ世襲財産と帝国主義』第7章、二 第一次大戦前ポーゼン州における「闘争政策」の展開と「土地収用法」、308～329頁、参照。

<sup>46</sup> 同上、353～354頁。

<sup>47</sup> M. Weber, Agrarstatistische und sozialpolitische Betrachtungen zur Fideikommissfrage in Preußen [1904], in: ders., Aufsätze, S. 389; MWG, S. 183.

<sup>48</sup> Franz Horsten, Die Familienfideikommisspolitik in Preußen in besonderer Berücksichtigung der parteipolitischen Stellungnahme, Gießen 1924, S. 92.

れ、第一次大戦中も続く。ドイツ資本主義の大土地所有利害への傾斜、換言すれば、大土地所有を構造上の一契機・不可欠の一環とする第二帝政期ドイツ資本主義（帝国主義）の本質的特徴は、19世紀末以降期においても、依然として不変の基本線である。第二に、オストマルケン（Ostmarken）＝東部辺境地域の中核に位置する「プロイセンの最良の臍」<sup>49</sup>たるポーゼン州にあって、一方のスウコフスキ（Sułkowski）家の事案<sup>50</sup>が例示するポーランド人世襲財産の収用<sup>51</sup>、ならびに、他方のシュヴァイニヒェン（Schweinichen）家の個別事例<sup>52</sup>に示されるドイツ系世襲財産の新設には、重大な使命が割り当てられた。ドイツ帝国の敵＝「コラの党類」<sup>53</sup>の重要な一要素としてのポーレントゥーム（Polentum）＝ポーランド民族の締め出し、そして、これと表裏一体の関係に立つドイチュトゥーム（Deutschtum）＝ドイツ民族の維持・強化という歴史的使命が、それである。ドイツ資本主義（帝国主義）の東方政策における民族的・国防的観点の優越に、疑問の余地はない。それ故、ドイツ史上の世襲財産は、19世紀末以降の古典的帝国主義期に至るや、本質規定的とも言えるドイツ資本主義の上記二大特徴の両者いずれに関しても、その社会経済的拠点を成す重要な歴史的役割を果たしたのである。

第5表は、「土地闘争」期におけるポーゼン州の世襲財産を概観している。計27名に上るドイツ人の世襲財産は、全部で90,807 ha、合計16名のポーランド人のそれは、77,961 haなので、所有地面積の比率は、53.81%対46.19%となる。一所有地当たりの平均規模については、ドイツ人世襲財産は、3,363.22 haだが、ポーランド人の平均は、4,872.56 haを数えて若干大きめである。苛烈な「土地闘争」のさなかにある同州の大土地所有の勢力の点で、ドイツ人とポーランド人は、ほぼ拮抗した比重を有したと言ってよい。次に、大世襲財産の上位5名を示した第6表を見ると、タクシス家が、一頭地を抜く存在だったことが分かる。24,431 haの同家は、第二位のポーランド人ラツイヴィウ（Radziwiłł）世襲財産の規模（15,524 ha）を遥かに上回り断然トップに立

第5表 ポーゼン州の世襲財産「土地闘争」期

	ドイツ人世襲財産	ポーランド人世襲財産
人数	27	16
面積 (ha)	90,807 (53.81%)	77,961 (46.19%)
平均面積 (ha)	3,363.22	4,872.56

(註記) 平均面積は、地主一人当たりの所有面積。最大は、トゥルン・ウント・タクシス家のクロトシン侯領。最少は、1882年設立のドイツ系 Schlieper の419 ha。

(出典) Leo Wegener, Der wirtschaftliche Kampf der Deutschen mit den Polen um die Provinz Posen, Posen 1903, S. 306 Tabelle XIX. Deutsche und polnische Fideikommisse.

<sup>49</sup> H.-U. Wehler, Polenpolitik im Deutschen Kaiserreich, in: ders., Krisenherde des Kaiserreichs 1871-1918, S. 185.

<sup>50</sup> Vgl. F. Kato, Das preußische Fideikommiss, S. 46-49; 加藤房雄『ドイツ世襲財産と帝国主義』337～348頁、参照。

<sup>51</sup> 厳密に言うと、これは、1908年の「土地収用法に拠らない事実上の収用」である。加藤房雄『ドイツ世襲財産と帝国主義』356頁。

<sup>52</sup> Vgl. F. Kato, Das preußische Fideikommiss, S. 43-46; 加藤房雄『ドイツ世襲財産と帝国主義』329～337頁、参照。

<sup>53</sup> H.-U. Wehler, Das deutsche Kaiserreich 1871-1918, S. 98; 大野英二・肥前栄一訳、ハンス・ウルリヒ・ヴェーラー『ドイツ帝国 1871-1918年』148頁。

第6表 ポーゼン州の大世襲財産 上位五名

1	D. Thurn und Taxis	24,431 ha
2	P. Radziwiłł	15,524
3	D. von Hohenzollern	14,116
4	P. Raczynski	13,462
5	P. Sułkowski	7,639

(註記) D. は、ドイツ人、P. は、ポーランド人。数値は、総面積。

(出典) Leo Wegener, Der wirtschaftliche Kampf der Deutschen mit den Polen um die Provinz Posen, Posen 1903, S. 306 Tabelle XIX . Deutsche und polnische Fideikomnisse.

つ。そして、上述のポーランド人スウコフスキ家の世襲財産は、第五位に位置する有力な位置を占めた。時代は下り1912年、プロイセン政府は、この大土地所有を事実上収用したのである。それは、「土地闘争」の総仕上げとも言うべき帰結を象徴する事案だった。

## V 結びに代えて

トゥルン・ウント・タクシス侯爵家の大土地所有制が果たした社会経済的機能様式の歴史的性格を把握するために始められた実証研究の最初の第一歩として、本稿では、論点を、さしあたり、タクシス家の1867年の事案の一点に絞り、その二重の意味を次のように整理して結びに代える。

「土地闘争」から遡ること20～30年前の1850～60年代にあって、プロイセン政府は、なお、近代化を進める上で必須の農民解放を成し遂げる主要課題に取り組まざるをえなかった。だが、世襲財産の維持を求めるドイツ系大土地所有者の主張にも耳を傾けて、農民解放政策と世襲財産維持政策の両立を図った政府は、ドイツ系世襲財産の代表格たるトゥルン・ウント・タクシス家のクロトシン所領の存続を認めて、ドイツ民族を維持・強化する拠点作りを強めた。1867年、同家との和解が成ったのは、そのためである。同時に、プロイセンは、受領可能な償却金を、ほぼ半額に縮減することをタクシス家に強いて、実利面で一矢を報い、国の面目を保つことを忘れなかった。こうして、妥協案は、表向き絶妙とも言える痛み分けの結果で終結した。したがって、ポーゼン州におけるドイツ系世襲財産存続の意味は、こうである。第一に、農民解放が近代化のための国策なら、民族的かつ国防上の利益を国策＝レーゾン・デタ (Staatsräson) として重視するドイツ資本主義の本性に忠実な施策もまた、資本主義としての国策にほかならない。

一見すると、国と世襲財産の公私二つの権利のせめぎ合いに見えながら、ここには、実は、冷徹な国家の論理が貫いていたのである。クロトシン侯領が代表するドイツ系世襲財産存続の第一の意味は、これである。次に、見方を変えて、「近代ドイツ史における連続性問題」との関連を問う見地に立てば、タクシス家と妥協した1867年は、1886年の「プロイセン植民法」を経て、1908年の「土地収用法」<sup>54</sup> (Enteignungsgesetz) および1912年の実地の収用<sup>55</sup>へと続く一筋の線で繋

<sup>54</sup> Preußische Gesetzsammlung, Jg. 1908, Berlin, S. 29-34.

<sup>55</sup> 強制収用は、同年、四人のポーランド地主に対して敢行され、その面積は、約1,700～1,900haに達した。加藤房雄『ドイツ世襲財産と帝国主義』322～323頁、参照。

がる。当該事案のドイツ史上の意義は、ここにある。「ポーゼン州におけるドイツ系世襲財産存続」の二重の意義、そして、タクシス家のドイツ人大土地所有者としての独自の役割は、明らかである。

[本稿は、2017～2020年度日本学術振興会科学研究費助成事業基盤研究(C)「一次資料に基づく世襲財産制の実証研究—プロイセン・ザクセン・南ドイツの比較地域史」(課題番号17K03842)による研究成果の一部である]。